

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

スマート農業を活用した新規就農者確保と規模拡大による地域活性化対策事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県東伯郡琴浦町

### 3 地域再生計画の区域

鳥取県東伯郡琴浦町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本町は、県下でも有数の農業が盛んなまちであるが、2005年に1,531あった農業経営体数は、2015年には1,132まで減少し、農業就業者数の平均年齢は、2005年から2015年までの10年間で、64歳から69歳まで上昇している。

また、琴浦町の基幹的農業従事者数（農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日1年間の普段の状態が「仕事に従事していた者」）1,680人のうち、59歳以下の人数は272人で、わずか16%にとどまっている。

農業者の減少、高齢化に伴い、町の特産品目の栽培面積、販売金額も減少し、産地の維持・発展が困難な状況になっており、年々衰退しつつある。それらの主な要因は次の項目が挙げられる。

#### 1 新規就農者の不足

農業者の減少、高齢化は、農業の跡継ぎや新規就農者を確保できなかったことが大きな要因のひとつである。

新規就農者の確保のため、農業研修などの制度を創設し、県内外での就農相談会に参加して確保に努めてきたが、就農希望者の多くが、栽培技術の不足を

理由として就農及び地方への移住をためらっている。

就農に向けた栽培技術の習得については、町内のベテラン農家のもとで2～3年間実践的な研修を実施し習得することとしているが、経験や勘に基づいた栽培技術もあるほか、日々気象条件が異なっていく中で栽培管理技術を習得するには時間を要するため、知識、経験のない就農希望者には技術習得は非常に困難である。

作物の栽培管理は、大きな指針は共通しているものの、細かな栽培管理については各農家で異なっており、就農希望者が混乱してしまうこともあり、指導に関する統一的なマニュアルを作成し、スムーズな技術の習得を促進することは、新規就農者の確保に向けた課題のひとつである。

また、農家の跡継ぎが就農しないことも要因のひとつである。

農業は儲からない、作業がきついとといったイメージが先行し、就農が促進されない面があるほか、働きながら栽培技術を習得の機会がないため農業後継者の就農に支障をきたしている。

## 2 作業負担の軽減

ミニトマトなどを栽培する施設野菜における管理は、温度や風速等を考慮し、こまめにハウスの温度管理が必要であり、非常に複雑なものとなっている。

作業量の負担を解消するため、雇用による人材の確保を試みているが、人材が不足する地方では、十分に確保できていない。

また、ハウスの中は年間を通じて気温が高いため、酷暑の環境下で行わなければならない、肉体的な負担も大きく、体力的な理由から営農をやめる農家が非常に多い。

日々の管理に加え、近年多発する台風等の気象災害にも対応する必要があり、生産者の作業負担は増加する一方である。

これらのことから、ハウスにおける作業負担の軽減策は、産地の維持のため

にも重要な課題となっている。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

琴浦町の農業産出額は、99億1千万円（2017年県内3位）であり、肉用牛、酪農、ブロイラーなどの畜産、ミニトマト、スイカなどの施設野菜、ブロッコリー、白ねぎといった露地野菜、梨などが生産される県下でも有数の産地となっている。

本事業で、生産者の高齢化による産地の縮小に歯止めをかけるため、東京からの退職・Iターン等新規就農者の確保と既存生産者の労力軽減による産地の活性化を図り、活力ある産地を創生する。

また、今回の事業をきっかけとして、本町の全地域で敷設が完了している光ケーブルを活用し Society5.0 に対応したスマート農業への取組みを加速させる

### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
施設野菜における新規就農者数 (人)	0	1	2
ミニトマト生産数量(トン)	0	10.9	11

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
2	5
12	33.9

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

スマート農業を活用した新規就農者確保と規模拡大による地域活性化対策事業

#### ③ 事業の内容

本事業では、新規就農者の確保に向け、東京等で開催される就農相談会に積極的に参加し、移住定住としごとの提供をあわせたワンストップ化のしくみを構築する。

また、農業研修生が自ら作業しながら研修、指導が受けられるよう、研修用ほ場の借り上げを行い、技術習得の支援を行う。

就農希望者の就農に向け課題となる、農業研修時の技術習得度を向上させるため、温度、湿度などを測定できる環境モニタリング装置を設置、データ収集、分析を行うことで、ベテラン農家の勘や経験に基づく栽培管理を数値化、見える化し、それらを用いて就農希望者への農業研修を行う。

また、現在他産業で就業している者を対象として、退職就農に向けた基礎技術を習得し就農促進を図るため、主要品目において、JA、生産部主体の基礎的な技術習得の勉強会を、月1回程度定期的に開催する。

ハウスの栽培管理に係る作業労力の軽減を図るため、ハウスの自動巻き上げ装置や自動かん水装置の設置を行う。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

ベテラン農家の栽培技術をデータ化し見える化したもので農業研修を

実施することで、就農への課題のひとつである栽培技術の習得が促進され、新規就農者の確保へとつながる。

また、新規就農者の技術習得度が向上することで、新規就農者の経営が安定し、継続的な営農が可能となる。

新規就農者の確保については、研修ほ場の確保、データを用いた栽培技術のマニュアル化ができることで、産地のよさに加え、就農のしやすさがPRでき、安定的な就農者数の確保が可能となる。

#### 【官民協働】

研究機関や大学、企業、生産者と連携して、外部の知見を取り込み、先進的技術の普及を図る。

#### 【地域間連携】

#### 【政策間連携】

本事業は、都市圏から新規就農者を確保するため、就農に必要となる就農希望者の技術習得のための栽培技術をデータ化するなどの取組みである。

移住定住を促進するためには、地方での仕事の確保が必要不可欠であり、就農と連携した移住定住施策を実施することで、地方への人の流れが加速し、定住促進が図られる。

#### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

##### 【検証方法】

産官学金労言各分野からの有識者などで構成する琴浦町地方創生会議において、年度毎の施策の成果をとりまとめて検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。

##### 【外部組織の参画者】

産：琴浦町観光協会、琴浦町商工会、官：鳥取県、学：鳥取大学、

金：山陰合同銀行、労：連合鳥取、言：新日本海新聞社、その他：町内  
医療機関代表

#### 【検証結果の公表の方法】

検証後速やかに町ホームページで公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 43,000 千円

#### ⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 農業研修事業

##### ア 事業概要

琴浦町での就農を希望する者に対し、実践的な研修を行い、就農に必要なとなる技術習得の支援を行う。

##### イ 事業実施主体

琴浦町

##### ウ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。